

秋田県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成28年5月27日

秋田県知事 佐竹敬久

	名称	所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	由利本荘市社会福祉協議会本荘訪問介護事業所	由利本荘市瓦谷地1番地	訪問介護	平成28年4月1日
新	由利本荘市社会福祉協議会訪問介護事業所			
旧	横手市社会福祉協議会東部指定訪問介護事業所	横手市卸町5番10号	訪問介護	平成28年4月1日
新	横手市社会福祉協議会指定訪問介護事業所			